

上尾橘高等学校 学校の部活動に係る活動方針

平成31年3月14日策定
令和6年4月1日確認

1 総則

本校はスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び埼玉県教育委員会が策定した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、以下の通り部活動に係る活動方針を作成する。

2 活動計画

部活動顧問は、部活動の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）を作成し、校長に提出する。校長は学校のホームページ等で公開する。

3 活動実績

部活動顧問は、部活動の活動実績（上記の活動計画の内容）について、校長に報告する。校長は学校のホームページ等で公開する。

4 公開の際の留意点

上記の活動計画及び活動実績の公開においては、個人情報等に十分留意する。

5 部活動の活動について

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、以下の通り活動日及び休養日を設定する。

(1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。

平日は各部活動で曜日を決めて1日、土日のうち少なくとも1日の休養日を設定する。また、月・水・金のように活動日を決めてもよい。その場合は活動日以外は休養日とする。

(2) 長期休業中は、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度をめやすとする。

(4) 試合が近い場合等、上記のよらない場合は必ず管理職に申し出て許可を得る。管理職は代替の休養日や休養期間を設けるように指示する。

6 付記

本活動方針は平成31年4月1日から適用し、必要に応じて見直しを行う。